

福利厚生センター会員事業所代表者様

愛媛県社会福祉協議会  
会長 河田正道  
(会長印省略)

## 令和5年度ソウェルクラブ会員交流事業における感染対策について

日頃から福利厚生センター事業にご理解ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

5月8日から新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが「2類相当」から「5類」に移行しましたが、高齢者施設や障がい者施設をはじめとした福祉関係事業所では、重症化リスクの高い方が多く利用されているため、感染対策の継続が求められている状況にあります。コロナ自体が収束したわけではなく、今後も一人ひとりの感染対策が重要です。

ソウェルクラブでは、今年度から日帰りツアーやボウリング大会などの交流事業を再開しますが、感染症対策を講じた上で実施します。参加される会員の皆様につきましても、ご自身の体調管理を含めて、引き続き感染対策にご協力をお願いします。

### 記

#### 1 令和5年度会員交流事業における新型コロナウイルス感染症対策について

##### (1) 主催者が行う対策

- ①利用施設における除菌作業の実施
- ②貸切バスにおける感染対策の実施
  - ア 乗務員・添乗員の健康管理の徹底
  - イ 車内の換気、除菌の実施

##### (2) 参加者にお願いする対策

- ①当日の体調管理（検温を行い、発熱や風邪症状等体調不良の場合は参加しない。）
- ②手洗い等の手指衛生の実施
- ③咳エチケット
- ④混雑場所等でのマスク着用

（マスク着用は原則として各個人の判断に委ねますが、添乗員や現地係員が必要と判断した場合は、着用をお願いすることがあります。）

※既にご案内している「瀬戸内海と高級ステーキを堪能！広島日帰りツアー」と「復活！ソウェルクラブボウリング大会」につきましても、上記対策を行います。

#### 2 連絡先

福利厚生センター愛媛県事務局（担当：吉川・土井中・楠井）

愛媛県社会福祉協議会 総務企画部 経営管理課

〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号

TEL 089-921-8344 / FAX 089-921-8939

Eメール e-sowel@ehime-shakyo.or.jp